

# 各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(令和5年5月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の17の規定により、高額療養費支給の申請に係る手続の簡素化（以下「手続の簡素化」という。）を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(手続の簡素化の対象)

第2条 手続の簡素化を行う高額療養費は、省令第27条の16第1項に規定する高額療養費とする。

(対象者)

第3条 手続の簡素化をすることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険料の滞納がない世帯の世帯主とする。

(手続の簡素化)

第4条 対象者は、省令第27条の16第1項の規定による高額療養費の支給申請と併せて、各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書（新規・変更）（様式第1号）を市長に提出し、高額療養費の振込先金融機関口座の登録を受けることで、当該登録以後の高額療養費の支給申請を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により手続の簡素化をした対象者が高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、当該対象者に通知を行うものとする。

(変更申請)

第5条 対象者は、前条第1項の登録内容を変更しようとするときは、各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書（新規・変更）を市長に提出するものとする。

(手続の簡素化の解除)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する手続の簡素化をした対象者から各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化解除申請書（様式第2号）により解除の申請があったときは、手続の簡素化を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を解除することができるものとする。

- (1) 世帯主に異動があった場合
- (2) 登録した振込先金融機関口座に高額療養費を振り込むことができなくなった場合
- (3) 国民健康保険料の滞納がある場合
- (4) 各務原市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第35号）の規定による医療費の助成を受けている被保険者が高額療養費の支給に該当した場合
- (5) 申請の内容に偽りその他不正があった場合
- (6) その他市長が必要と認めた場合

3 前2項の規定により手続の簡素化が解除された者が再び手続の簡素化を希望する時は、第4条第1項の規定による申請を新たに行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書（新規・変更）

申請者 (世帯主)	氏名		被保険者証 記号番号	
	住所			
	電話番号			
振込口座	金融機関名			
	銀行・信用金庫		本店	
	信用組合・協同組合		支店	
	労働金庫		出張所	
	口座名義人（カタカナ）※世帯主に限る	種別	口座番号	
		普通		

【誓約・同意事項】

- 1 口座名義人は世帯主とすること。
- 2 医療機関に支払うべき一部負担金（以下「一部負担金」という。）の未納がないと誓約すること。もし、一部負担金が未納となった場合は、市へ速やかに申し出ること。未納の申し出がないまま支給された高額療養費は、市へ返還すること。
- 3 一部負担金の支払いについて、必要に応じて市が医療機関等に照会する場合があること。その際、一部負担金に未納があった場合、納入の確認ができるまで支給保留とすること。
- 4 高額療養費の支給後に、医療機関等から市への請求金額に変更があったことにより高額療養費の返還が生じた場合は、市へ返還又は以後の高額療養費で調整すること。
- 5 振込口座に変更があった場合は、再度申請を行うこと。
- 6 通勤途中や仕事上の負傷、第三者行為による負傷があった際は、速やかに市へ届け出ること。
- 7 次のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を解除すること。
  - (1) 世帯主に異動があった場合
  - (2) 登録した振込先金融機関口座に高額療養費を振り込むことができなくなった場合
  - (3) 国民健康保険料の滞納がある場合
  - (4) 各務原市福祉医療費助成を受けている被保険者が高額療養費の支給に該当した場合
  - (5) 申請の内容に偽りその他不正があった場合
  - (6) その他市長が必要と認めた場合

(宛先) 各務原市長

上記全ての事項について誓約または同意の上、支給申請手続の簡素化を申請します。

年 月 日

申請者（世帯主） 氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号（第6条関係）

各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化解除申請書

申請者 (世帯主)	氏名		被保険者証 記号番号	
	住所			
	電話番号			

(宛先) 各務原市長

各務原市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱第6条第1項の規定により、国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化の解除を申請します。

年 月 日

申請者（世帯主）氏名 \_\_\_\_\_